

香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第3号

香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

香川県動物の愛護及び管理に関する規則（平成13年香川県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(犬又は猫の引取り及び返還の申請) 第14条 略	(犬又は猫の引取り及び返還の申請) 第14条 略
<u>(補則)</u> <u>第15条 この規則に定めるもののほか、法、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</u>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。